

ロシア・カンパニーの組織と貿易〔I〕

出 羽 秀 明

The Organization and the Trade of the Russia Company (Part 1)

Hideaki Dewa

はじめに

14世紀半ば以降、イングランドの貿易の主軸は羊毛から毛織物に転換しつつあった。その後、毛織物輸出は15世紀60年代に一時後退したが、15世紀末からネーデルラント（Netherlands）との貿易関係の確立によって急激な拡大を示し、16世紀に入り、周知の「ロンドン・アントワープ枢軸」の形成に伴う、前半の「彗星のような」急増、第3－四半期、特に1562－64年と1571－73年の破局的な不振、そして世紀終りの30年間の比較的安定な3つの著しく異なった局面を経過した。¹⁾

世紀半ばからの毛織物輸出の不振は、ネーデルラント独立戦争にともなうアントワープ市場の崩壊、世紀前半の度重なる通貨貶鑄による国内の物価騰貴、1551年摂政ノーサンバーランド伯による通貨改革、対スペイン戦争によるスペイン市場の喪失などによるものであった。²⁾ ロンドン港から積み出された毛織物は、1550年の132,767cloths から翌年には112,710cloths へ、さらに1552年には84,969cloths へ減少した。既に、エリザベスⅠ世が即位した時「イングランドの貿易の大発展は過ぎし日のもの」となっており、60年代に入り1562－64年の3カ年の毛織物輸出の平均は1550年の半分の61,188cloths にまで低落した。³⁾

こうした毛織物輸出の不振は、イングランドの海外貿易に対して新たな刺激を与えた。アントワープ市場の崩壊は、イングランドをして毛織物輸出のための新販路開拓を余儀なくさせた。「王国の商品を1カ所ではなく、多くの場所に輸出することが本王国にとって良策である」と秘書長官である W. Cecil は記した。⁴⁾ 貿易圏を拡大する動きは、既に16世紀前半に度々見られていたが、16世紀後半からの不振はこうした動きを一層激しくし、イングランドにレヴァント貿易と北東貿易をもたらした。本論でとりあげる「ロシア・カンパニー」は、こうした毛織物輸出の不振を打開するために北東航路の開拓を担って1553年に始められた探險によって生み出

されたものであり、それまでヨーロッパ圏内に限られていたイングランドの貿易をヨーロッパ圏外に拡大する先駆的役割を果たした最初のカンパニーとなった。以後、16世紀後半には、新市場開拓のために続々と貿易特権カンパニーが設立された。こうした新貿易路開拓を担った諸特権カンパニーの設立は、イングランドの海外貿易に排他的なカンパニー制機構の枠をはめることになったが、「ロシア・カンパニー」に始まるいわゆる「東方貿易志向集団」は、「比類なく栄え、王国にとって最も有益な会社」といわれた「レヴァント・カンパニー」を経て、17世紀に入り東インド会社に引き継がれ、対アジア貿易の発展を生み出すことになった。⁵⁾

他方、こうした貿易圏の拡大は新たな企業形態を喚び起した。「ロシア・カンパニー」は、株式会社制度の発展史上からも極めて重要な地位を占めるカンパニーであるが、株式会社制度発展史上において、東インド会社が主導的な役割を演じたことから、これまでややもするとこうした観点からは考察の対象外におかれる傾向にあった。16・7世紀にイングランドの海外貿易は、国王から特許状を付与された特定の商人団体である特許カンパニー (chartered company) によって営まれていた。この特許カンパニーは大別して、制規組合 (regulated company) と合本制組合 (joint-stock company) の2つの形態に分けられ、マーチャント・アドヴェンチャラーズ組合は前者の代表的な組合であった。後者の合本制組合は、19世紀に至り近代的株式会社に発展する、いわば先駆的な株式会社である。本文中で明らかにするように、1555年に特許状を付与されたこの「ロシア・カンパニー」は、合本制の原則が最も大規模に適用されたイングランド最初のカンパニーであった。⁶⁾ 以下、16世紀後半からのヨーロッパ地域内外へ貿易圏を拡大する先駆的役割を担うと共に、株式会社制度の発展史上からも重要な意味をもった「ロシア・カンパニー」の組織、貿易について検討し、カンパニーの性格を明らかにしていく。本稿ではその成立、役員構成、貿易特権、貿易機構を、次稿では特に貿易の実態について見ていく。

- 1) 例えば、Carus-Wilson, E. M. and Coleman, O. P.: *England's Export Trade, 1275-1547*, 1960, (Oxford); Fisher, F. J.: *Commercial Trends and Policy in Sixteenth Century England*, Eco. H. R., vol. X, No. 2, p. 96, 1940 対ネーデルラントについては Lipson, E.: *The Economic History of England*. vol. I, pp. 587, 588
- 2) Fisher, F. J.: op. cit., p. 99 通貨貶鑄については Tawney, R. H. and Power, E.: *Tudor Economic Documents*, vol. II, pp. 147, 177, 184 物価騰貴については Clapam, J.: *A Concise Economic History of Britain*, p. 187, 1951
- 3) Stone, L.: *Elizabethan Overseas Trade*, Eco. H. R., 2nd ser., vol. 3, p. 50, 1949; Fisher, F. J.: op. cit., p. 96
- 4) Tawney, R. H. and Power, E.: op. cit., vol. II, p. 45
- 5) 1598年ロンドンから輸出された旧毛織物105,509cloths のうち、87%が特権カンパニーによって輸出された。Stone, L.: op. cit., p. 259
レヴァント・カンパニーについては Causton, G. and Keene, A. H.: *The Early Chatered Companies, 1296-1858*, p. 68; Willan, T. S.: *Some Aspects of English Trade with the Levant in the Sixteenth Century*, E. H. R., vol. LXX, pp. 399-410; Brenner, R.: *The Social Basis of English Commercial Ex-*

pansion, 1550-1650, Jour. of Econ. Hist., vol. XXXII, 1972, pp. 362-374

- 6) Cunningham, Cooke らはロシア・カンパニーを Regulated Company に分類している。Cunningham, W., The Growth of English Industry and Commerce, vol. II, 239ff.; Cooke, C. A., Corporation, Trust and Company, 1950, p. 57

I 成立過程

1 設立

ロシア・カンパニーの起源は、1553年ロンドンにおいて探検航海のための団体が設立されたことに始まる。この団体は、同年 S. Cabot によって作成された「東方 (Cathay) への北東航路の発見を企図した航海のための規約」に基づいて設立されたもので、ロシアとの貿易の確立を意図したものではなかった¹⁾。1600年にロシア・カンパニー自らがその起源について「エドワードVI世の時代に国王とその顧問官は、イギリスの商品、特に、毛織物の流布の大部分は低地々方とスペインに依存しているが、これは甚だ都合の悪いことであり、どこか他の方面でも販路を持っているほうが有利であるということを自覚し、その臣民たる商人達をして、新たに北方の貿易路を見出すために冒険をなすよう奨励した。」と述べるようにイングランド商品、特に毛織物の捌け口として未知の国々を求める目的としていた²⁾。また、1553年の探検航海に携行した国王エドワードの親書の宛名は「to all kings, princes, rulers, judges, and governors of the earth, and all other having any excellent dignitie on the same, in all places under the universall heaven」と極めて漠然としたもので、ロシアとの貿易を全く予期していなかったことは明らかであった³⁾。

この探検航海の資金は、「多数の船舶を擬装するためには、一定の金額を公的に集めるのが便宜であり、少数の人に余り多くの〔経済的〕圧迫、または負担を負わせることがないように、組合に加入を望む全ての人がそれぞれ £25 の割当 (the portion of twentie and five pounds a piece) を支払う」という方法がとられ、短期間のうちにロンドン商人を中心とした人々が拠出し、合計 £6,000 の金額が集められた⁴⁾。この時に全ての人々が等額の £25 を出資したとすれば出資者は合計 240 名であった。この £6,000 は 3 隻の船舶と貿易商品の購入に充てられた⁵⁾。この団体の企画者たちは、1555年に至るまでは正式に法人格を付与されていなかったが、当初から自らを「組合」と称し、Cabot をその総裁に選んだ⁶⁾。また、全ての成員に対し、組合の共同の資本 (common stocke of the company) に不利益をもたらす自分の利益のための販売の努力をしてはならないとの明確な指示が与えられた⁷⁾。1553年の探検航海は、Edward Bonaventure 号 (160トン) など 3 隻によって行なわれ、総指揮官は Sir H. Willoughby, 水夫長は R. Chancellor であった。船員以外に 3 名の医師と 1 名の牧師、及び、18名の商人が乗っていた⁸⁾。3 隻の船舶は 1553 年 5 月 18 日、グラブセントに向けて出航した。3 隻のうち 2 隻は氷に閉じ込めら

れたが、Chancellor の乗る Edward Bonaventure 号は白海に達し、ドヴィナ河口に近いネウオカ (Neouk) の港に停泊した。一行はそこから陸路モスコー (Moscovie) へ行き、イワンIV世にエドワードの親書を手渡した。その親書には「若干の我が臣民が、外国の人々との友好関係を確立し、その地域に住む国民との貿易を拓くため、遠隔の地への探検を要望した。我々はその請願に同意し、未探検の地域へ行く権利を付与した。…我々は、それらの地域における国王が、我が臣民にその領土での自由な通行の許可を付与することを請うものである。…そして、我々は神の前に貴国の臣民に対しいかなる時にも同じ待遇をもって、我々の國への上陸を受け入れることを正式に誓うものである。」と記されていた。⁹⁾ 1554年 Chancellor はイワンIV世の返書を携えて帰国した。

こうして1553年の東方への北廻り航路発見のための探検航海は、その本来の目的を達成することには失敗したが、ロシアとの貿易の端緒を開いた。ロシア・カンパニーの正式な成立は、エドワードの病気と死によって遅れ、1555年2月6日にフィリップII世、及び、メアリーI世から特許状を付与された。¹⁰⁾ この特許状によってカンパニーは、(1)正式に永続性を持つ公的自治団体 (one bodie and perpetuall fellowship and communaltie) となる権利、(2)共同の印章を所有する権利、(3)年 £66 13s. 4 p. の価値の不動産を所有する権利、(4)イングランドの国旗のもと発見航海に船舶を送る権利、(5)商行為に関連するあらゆる事柄に関して、いずれの法廷においても訴え、訴えられる権利、(6)貿易に関して、「先の冒険事業以前には知られていなかった、そして、我が國の商人や臣民が通常訪れない」地域での貿易の権利などを認められた。¹¹⁾

この特許状によりカンパニーの成員以外の全てのイングランド商人は、ロシアとの貿易に従事することを禁止され、カンパニーの許可・同意なくして上記の地域で貿易した者は船舶及び積荷を没収され、その半分は国王に、残りの半分はカンパニーのものとされた。¹²⁾ 特許状には、2名の婦人を含む合計201名の成員の名前が列記され、カンパニーの名称は「The Merchants Adventurers of England for the discovery of lands, territories, isles, dominions, and seignories unknown and not before that late adventure or enterprize by sea or navigation, commonly frequented」という極めて冗長なものであった。¹²⁾

ロシア・カンパニーは毛織物市場発見のための東方への探検航海の副産物であった。カンパニーは1555年に特許状を付与され、ロシアとの貿易独占権など諸種の特権を獲得した。¹³⁾ この特許状について見るかぎり制規組合に付与された諸特権と何ら変わることとはなかった。

1) Hakluyt, R.: *The Principal Navigations Voyages Traffiques & Discoveries of the English Nation*, vol. II, p. 195, First Edition 1589, Reprints of Economic Classics, 1969 (以後 Navigations と略記)

2) Willan, T. S.: *The Early History of the Russia Company 1553-1603*, p. 3, 1968 (以後 History と略記)

3) Hakluyt, R.: *Navigations*, vol. II, p. 209

4) ibid, p. 204 Willan, T. S.: *History*, p. 41

- 5) Hakluyt, R.: *Navigations*, vol. II, p. 240
- 6) ibid, p. 195 この時期、組合の名称は the Mysterie and Companie of the Merchants Adventurers for the Discoverie of Regions, Dominions, Islands and Places Unknownen と記述された。
- 7) ibid, p. 201
- 8) ibid, pp. 212-214
- 9) ibid, pp. 210, 211
- 10) ibid, p. 316 この特許状の日付については、26日、15日とするものもある。Willan, T. S.: *History*, p. 9, Rogers, C.: *The English in Muscovy during the Sixteenth Century*, T. H. R. S., vol. VII, p. 64, 1878; Scott, W. R.: *The Constitution and Finance of English, Scottish, and Irish Joint-Stock Companies to 1720*, vol. II, p. 39 もとは6日であったが、チャールズII世の時代に26日に改められた。C. P. R., 1 & 2 Philip and Mary, p. 55, n
- 11) Hakluyt, R.: *Navigations*, vol. II, pp. 305, 8, 9, 313, 315
- 12) ibid, p. 315
- 13) ibid, p. 305 当時この長い名称はほとんど使われなかった。16世紀の第4-4半期には次第に Muscovy Company, Russia Company が使われるようになりました。Gerson, A. J.: *The Organization and Early History of the Muscovy Company*, pp. 24, 25
- 14) 後に述べるように、ロシアとの貿易が開かれた後もカンパニーは東方との貿易を放棄したわけではなかった。Fletcher, G.: *Russia at the Close of the Sixteenth Century* (Hakluyt Society Publications) pp. xiii-xiv; Morgan, E. D. and Coote, C. H.: *Early Voyages and Travels to Russia and Persia* (H. S. P.) vol. I, pp. 121 seq., vol. II, p. 378

2 役員構成

特許状にはカンパニーの役員とその選出について明確に記述されていた¹⁾。カンパニーの役員は総裁 (governors), 参事 (consuls), 理事 (assistants) から構成された。既に、1553年の組合はこれらの役員をもっており、1555年の特許状は従前からの組織のもとで2年以上仕事をしていたものを正式にカンパニーを構成する役員として追認したものであった。特許状において Cabot は初代の総裁として指名され、生涯総裁であることとされた。²⁾ 1557年 Cabot の死後、総裁の選出は「毎年、自由にかつ合法的にロンドンまたは、他の都合の良い場所に集まる総会で、ロンドンの他の団体が行なっているのと同じ方法により、成員の中から選出すべきこと」とされた。³⁾ 総裁は、カンパニーの業務遂行上、極めて重要な役割を担い、その多くはロンドンの市長や市参事会々員 (alderman), リバリー・カンパニーの組合長 (master) などを経験した富裕で地位のある商人が選出された。例えば、1561年に総裁となった T. Lodge, 1566年と1571年に総裁となった W. Chester はともに州長官 (sheriff), 市長の経験者であったし、その他、総裁に就いた R. Heyward, G. Barne, J. Harte も市長経験者であった。⁴⁾ カンパニーの複数総裁制は常時不变的なものではなく、1557年にカボットの後を継いだ A. Hussey は1名であったし、1564~66年、1568年、1570年、1572年、1574~75年、1585~87年、1596~98年にも総裁は1名であった。⁵⁾ 総裁は再選されることが多く、R. Heyward は8回、J. Harte は7回、W. Heyward は4回選出された。⁶⁾ 特許状では、総裁の他に「前述の総裁の選出時にカンパニーの最も真面目

で思慮深く、正直な人々を28名選出し、指名すべきこと」とされ、「そして、そのうちで最も専門的知識があり、有能な人々の4名は参事と呼ばれ、残りの24名は理事と呼ばれる」とされた。⁷⁾これらの参事と理事の任期は1年であった。参事と理事の職能の違いは明らかではないが、特許状による限り参事のほうが上位にあり、おそらく総裁代理または、副総裁に相当する地位であったと思われる。⁸⁾

これらの役員は、ロシアやペルシャにおける代理人（agent）に指示を与えたる、あるいは、その報告を受けたり、不平不満を聞いたりした他、(1)カンパニーの統制、良好な状態、また、賞賛に倣する支配のために役員が適當と考える規約を作成する権利、(2)役員の判断において不必要、有害、すたれた規約を廃棄する権利、(3)カンパニーの規約に違反するすべての成員に対して科料、没収、投獄により罰する権利、(4)役員が適當と考えた人々をカンパニーの成員として加入を認める権利、などを特許状によって与えられた。⁹⁾役員の集会の定足数は15名で、総裁と少なくとも2名の参事の出席を必要とした。総裁が出席できない場合には、3名の参事と12名の理事をもって構成された。

カンパニーは、役員の集会のほかに全成員による総会をもった。前述のように、特許状ではこの総会の機能は総裁、参事、及び、理事の選出に限られた。¹⁰⁾しかし、実際にはこの総会はかなりの機能を遂行した。例えば、1555年と1580年の総会ではカンパニーの代理人に対する指示が行なわれ、¹¹⁾後に、この総会はカンパニーと代理人の間でなされた取り決めを承認した。また、1568年にはカンパニーの雇人である C. Hoddesdon が、同じく1573年には Nicholas が私的貿易を行なった罪で総会に告訴された。総会ではこうした活動の他に、カンパニーの財務に関わる決定も行なった。カンパニーの追加的資本は株所有者に対する追徴によってなされ、追徴はこの総会において決定された。1586年には、総会においてカンパニーの財政再編が全成員の挙手によって決定された。¹²⁾また、1580年代以降カンパニーの帳簿の監査、及び、配当が総会で承認を得るようになった。

特許状では、役員の他にサージェント（sergeants）がおかれた。¹³⁾このサージェントには科料徴収、財産の没収の権限が与えられ、カンパニーによって指名された。ただ、実際にそれらが指名されたという史料はない。このサージェント以外にカンパニーには違反成員に課された科料を受け取る財務役（treasurer）、船舶事務長から積荷の計算書を受取り、積荷の点検をする帳簿役（book keeper）などの職員がいた。¹⁴⁾

ロシア・カンパニーの役員は総裁、参事、及び、理事から構成され、規約作成、貿易政策の決定など多くの権限が与えられた。また、カンパニーは全成員による集会をもち、役員の選出、追徴の決定などを行なった。カンパニーの複数総裁制、参事を除けば、大枠において制規組合の役員構成との間に違いはなかった。

- 1) Hakluyt, R.: Navigations, vol. II, p. 201
- 2) ibid, p. 305
- 3) ibid, p. 306
- 4) Gerson, A. J.: op. cit., pp. 29, 30; Willan, T. S.: History, pp. 285, 286
- 5) Gerson, A. J.: op. cit., pp. 27, 28 なお Willan, T. S.: History, pp. 285, 286 に総裁のリストがある。
- 6) Willan, T. S.: History, p. 24
- 7) Hakluyt, R.: Navigations, vol. II, p. 306
- 8) この “consul” という語はもともとイタリアから出ており、イタリアにおいて取引したイングランド商人たちはその統治のために1486年 “governor” のかわりに “consul” をおいていた。Scott, W. R.: op. cit., vol. I, p. 20
- 9) Hakluyt, R.: Navigations, vol. II, pp. 309, 310
- 10) ibid, pp. 306, 307
- 11) Gerson, A. J.: op. cit., pp. 32, 33
- 12) Willan, T. S.: History, pp. 22, 23
- 13) Hakluyt, R.: Navigation, vol. II, p. 312
- 14) Willan, T. S.: History, p. 25

3 ロシア皇帝による特権の付与

1555年の特許状によって、カンパニーは経営活動、貿易独占権についての法的根拠を得たが、さらにその取引相手国の統治者、支配者からの特権を確保しなければならなかった。この特権がなければ、その国で貿易する権利を持つことができなかつたし、生命、財産の保護を受けることもできなかつた。

1555年5月カンパニーは、ロシア皇帝の臣民たちとの取引の特権を得るため、Edward Bonaventure号と Philip and Mary号の2隻をロシアに派遣した。この時携行したフィリップII世とメアリーI世のロシア皇帝への親書はギリシャ語、ポーランド語、イタリア語で書かれ、1555年4月1日の日付であった¹⁾。親書は先ず、チャンセラーに与えられた前回の恩顧に感謝し、そして、「カンパニーに皇帝の領内での行動の安全、良好な統治の確立、その他の自由と特権を確認し、許可するための会見を要請し、そのかわりにイングランドを頻繁に訪れるロシア商人たちに同じ恩恵を許す意志である。」というものであった²⁾。

カンパニーの代表者は、1555年10月ロシア皇帝に謁見し、その年の末頃に皇帝から諸特権を与えられた。皇帝から与えられた特権は以下の如くのものであった³⁾。(1)ロシアのあらゆる地域において貿易しても差し支えないという権利、(2)船舶、積荷などに対し、あらゆる関税、通行税を支払うことなしに自由に貿易する権利、(3)必要な場合に船積人 (shippers), 荷造り人 (packers), 秤量人 (weighers), 御者 (wagoners) その他の労働者を雇うる権利、(4)いかなる商人も商品も、彼らが主たる債務者、保証人でないならば、あるいは、不法行為や侵害行為をしたのでもないならば、捕縛されたり、差し押さえられたりしない権利、(5)イングランド

商人とロシアとの間に何か問題が生じた場合、または、イングランド人と他の外国人との間に紛争が生じた場合に、迅速な裁判が約束され、イングランド商人が殺されたり、傷つけられたりした場合には、直ちに正当な処罰が行なわれ、たとえ商人の代理人や雇人が何らかの罪、違反をし、そのことのために死罪などの罰を受けることがあってもその主人の商品は没収されない権利、(6)イングランド船舶が傷められたり、盜難にあったりしたならば、賠償のためにあらゆる努力がなされるべき権利、(7)ロシア・カンパニーの主任代理人に、ロシアにおけるすべてのイングランド人を統治支配し、秩序を保持するための規約を作成する権限を付与し、それらの規約に違反したイングランド人に対して科料を課し、投獄、処罰をする、また、イングランド人同志の間で紛争が起こった場合に、裁判をする権限の付与。さらに、皇帝はカンパニーの主任代理人に対して反抗するイングランド人の鎮定のためにはあらゆる援助を与え、必要があれば処罰のための道具でも、牢獄でも貸し与えるという内容をも含んでいた。⁴⁾

ロシア皇帝が、このような極めて有利でかつ広範な特権をカンパニーに与えたのは、ロシアへの北廻りルートが開かれると、今までしばしば戦争をしてきたバルト海諸国と接触しないで自由に西ヨーロッパ諸国と連絡ができることになるからであった。そして、この西ヨーロッパ諸国との直接の連絡は、皇帝に商業上の利益をもたらすものであり、さらに、当時のロシアは経済的には後進国であり、皇帝は領土を南に拡大しようと近隣諸国と戦っていた。それ故、皇帝はイングランドとの貿易によって兵器、弾薬、工業用原料の輸入を、また、熟練工や専門家のロシアへの移住を期待したからであった。⁵⁾ 1556年ロシア皇帝は、最初のロシア大使J. G. Nipejaをイングランドに送った。大使は同年7月にロシアを出航した4隻のイングランド船舶のうちのEdward Bonaventure号にロシア人16名とともに乗り込んだ。Nipejaは、1557年3月ロンドンに到着し、皇帝からの親書と贈物を国王に手渡し、同年イングランド国王からの返書を受け帰途についた。⁶⁾ 国王の返書は、(1)ロシア商人のイングランドにおける貿易の許可、(2)ロンドンその他での家屋の提供、(3)争いが生じた場合には、裁判官にはイングランドの高位の大法官が任せられ、処理されること、(4)商人たちは、国王の保護のもとにあって、商品の卸売・小売のいずれでもできること、などを認めたものであった。しかし、関税については、他のキリスト教國の人間としてイングランドでは租税の支払いが免除されるので、それらの人々と同様に関税を支払うこととされた。⁷⁾

ロシア大使ネピアの一連の訪問からは、イングランドとロシアとの間には何ら公式協定は生まれなかったが、このことが両国間の正式な商業上の取り決めの第一段階となつた。⁸⁾ カンパニーは、自国内で国王からの特許状を得て法人格を付与され、さらに、ロシア領内では皇帝から種々の特権を得て、機構・運営上の基盤は十分確立された。

対ロシア貿易の独占権は、その後70、80年代にインターローパーをはじめオランダ、フランスなどの外国商人によって脅かされ続け、独占権そのものも停止、更新を繰返した。

- 1) Hakluyt, R.: *Navigations*, vol. II, p. 278 すでに、1554年Chancellorは「イングランド船舶の来航を歓迎し、イングランドの代表者と交渉の上、イングランド商人にロシア領内のいたるところで自由に取引することを認める意志のある」ことを記したイワンIV世の返書を与えられていた。ibid, p. 272
- 2) ibid, p. 280
- 3) ibid, pp. 299, 300, 301, 302, 303
- 4) ibid, p. 301, Willan, T. S.: *History*, p. 12 後に、他の外国商人に課せられた関税の半額を支払うことになった。
- 5) Willan, T. S.: *History*, pp. 13, 14
- 6) Hakluyt, R.: *Navigations*, vol. II, pp. 360, 361 Rogers, C.: op. cit., pp. 68, 69
- 7) Willan, T. S.: *History*, p. 17
- 8) 2国間通商条約は、1569年に大使Sir Thomas Randolphのモスクワ派遣により具体化された。Cawston, G.: *The Early Charterd Companies*, p. 38
- 9) Carr, C. T.: *Select Charters of the Trading Companies*, A. D. 1530-1707, The Publication of the Selwyn Society, vol. XXVIII, 1931, pp. 42, 43 (London)

4 貿易特権の強化

ロシア・カンパニーは1566年に議会の法令を獲得した¹⁾。この法令は、1555年国王から付与された特許状による土地所有の権利、訴訟の当事者となる権利など、それまでのカンパニーの特権を追認したもので、この法令によって、カンパニーの名称が「先の特許状によって設立されたカンパニーは、今後 “The Fellowship of English Merchants, for Discovery of New Trades” によってのみ呼ばれるべきである」とされた以外にその内容に特別の変化はなかった。1555年の特許状の冗長な名称は、議会の法令を獲得する理由の1つでもあった。²⁾

1558年ロシアは、ナルバ (Narva) を手にしバルチック地域への窓口を得た。このルートは、それまでカンパニーによって用いられていたルートよりも短く、しかも、安全であった。1555年にカンパニーに特許状が付与された時点では、ナルバはロシア皇帝の領土ではなかったので、ロンド参股をはじめニューカッスル、ハル、ボストンなどのカンパニーの成員ではない商人たちは、ナルバとの貿易の権利を主張し探険隊を派遣した。60年代に入り、こうしたカンパニーの特権の侵害に対する不満が頻繁に生じ、1566年カンパニーは特許状によって認められた諸特権を追認し、ナルバとの貿易独占権を得るために法令を議会に申請するのを余儀なくされた。議会の法令によって、カンパニーの貿易独占領域は「現在、及び、将来ロシア皇帝の支配にともにあるすべての領土、アルメニア (Armenia), メディア (Media), ヒルカニア (Hyrcania), ペルシャ (Persia), カスピ海沿岸 (Caspian Sea), 及び、それらの地域、または北海から到達される、そして将来発見される全ての地域」と定められた³⁾。カンパニーの許可を得ず、今後これらの地域と貿易したイングランド人は、商品を没収されることになり、「先の特許状によって禁止された若干の場所へ、そしてそこから貿易していたカンパニーの成員でないものは、過去の違反には問われない。そして、それらの人々は、1568年6月29日までに商品と船舶をイン

グランドに戻すべきこと。」とされた。⁴⁾ チューダー、及び、スチュアート朝時代に国王が貿易組合に付与した特許状を議会が承認したのは極めてまれなことであった。この議会の法令には次のような但し書きが付されていた。(1)商品の輸出において、そしてそれらの新たな貿易の商品をイングランド、又は、フランダースに運ぶ場合、カンパニーは大部分イングランドの船員が乗り組んだイングランドの船舶のみを用いるべきこと。違反した場合には、£200の科料が課せられ、半分は国王に、残りの半分はすべての海港都市の港の修理に使われること⁵⁾ (2) 仕上げ加工業者の利益をはかるために、あらゆる未仕上げの毛織物の輸出を禁止すること、違反した場合には、毛織物それぞれにつき、£5の科料を課せられ、商品は没収され、半分は国王の収入に、残りの半分はロンドンの仕上げ加工業者組合 (the Master and Wardens of the Clothworkers) の収入とすること⁶⁾ また、この法令では「過去10年間その貿易に従事してきたニューカッスル、ハル、ヨーク、及び、ボストンに住むすべての商人にカンパニーへの加入の権利を付与すること。ただし、それらの都市の商人は、1567年12月25日以前に1552年からずっとその貿易に携わってきたカンパニーのすべての人々と同じく持分(Share) を購入し、その貿易の開始以来課されてきた全ての徴収割当金 (portion) を支払うこと。」が定められた⁷⁾ この規定は、ロシア・カンパニーの合本企業としての性格を明確に示すものとして注目される⁸⁾ ただ、この法令によって一時的にカンパニーの特権は強化されたが、成員以外の商人がロシアへ貿易するのを阻止することはできなかった。

1) Hakluyt, R.: *Navigations*, vol. III, p. 83

2) ibid, pp. 86, 87 貿易カンパニーの名称は次第に短縮される傾向にあった。

3) ヒスカニアは現在のアステラバッド地方で、カスピ海南東、ペルシャ北部 Hakluyt, R.: *Navigations*, vol. III, p. 88

4) ibid, p. 89

5) ibid, p. 90

6) ibid, p. 91

7) ibid, p. 87

8) 東インド会社の最初の特許状には「20日以内に…拠出額を払い込まない出資者は社員としての資格を失う」との規定が設けられた。Carr, C. T.: op. cit., p. xxi

II 貿易の運営

1 貿易機構

カンパニーの貿易の運営は、ロンドン、および、ロシア駐在の代理人によって行われた。

1604年の自由貿易に関する議会の委員会報告書には、「当時カンパニーは、およそ160名程の者から構成されているが、その中の15名の主だった者が全貿易を支配し、…ロシアへの輸出商品

のすべてをモスコーの1名の代理人の手に委ね、また、同様にイングランドへの輸入商品は、すべてロンドンの1名の代理人の手に委ねている。」と記されている。¹⁾

ロンドンの代理人が最初に記されたのは1556年で、おそらくW. Merickであった。彼は5年間代理人を勤め、その後、1573年にロシア駐在の代理人となった。²⁾ ロンドンの代理人の任務は、ロシア向け輸出品の船積みと、ロシアからの輸入品の受領を行うことであった。ロシア向け、および、ロシアからの商品はロンドンの代理人の名で関税吏によって記録された。³⁾ 船舶の事務長は、記載された商品を点検し、カンパニーの印のない商品があれば、それを代理人に報告しなければならなかった。また、カンパニーの輸出商品の購入、輸入商品の売却も代理人を通して行なわれた。1576年に代理人のM. Lockeは、ロシア向けの銅製品をマインズ・ロイヤル(Society of Mines Royal)から仕入れている。⁴⁾ カンパニーの主要輸入品であった索類の海軍への売却が代理人を通して行われ、1601年、東インド会社がカンパニーから購入した商品の支払いが代理人を通して行われた。⁵⁾ W. Merickをはじめ、1564年にロンドンの代理人になったR. Foulkes、1565-70年のJ. Broke、1575年のM. Lockeなどの初期の代理人はカンパニーの成員でもあった。しかし、80年代、及び、90年代のR. Wake、A. Marler、B. Decroらがカンパニーの成員であったかどうか不明である。ロンドンの代理人は、カンパニーから手当を支給され、M. Lockeは年200marksを受け取っていた。

カンパニーの本部はロンドンに置かれ、モスコビア・ハウスと呼ばれた。ただ、この本部がいつ、どこに設置されたのか明らかでない。1557年にロシア大使Nipejaを毛織物商のホールでもてなしていることから、その当時にはまだ本部をもっていなかったものと思われる。⁶⁾ 本部には、特許状に記されたサージェント以外に、前述のようにカンパニーに雇われた実務担当者がおり、1564-73年H. Laneは財務役を、60年代にN. Proctorは帳簿役を勤めた。また、カンパニーの本部には秘書役がおかれ、この職は、相当重要な役割を果たした。というのは、1565年ペルシャの代理人がペルシャ探検の準備に関して直接書状を送ったし、インターローパーの裁判の審理に関する文書を作成していた。初めの20年間ほどはJ. Nicholesがこの職に就いていた。⁷⁾ カンパニーは、ロシアでの取り引きをこのロンドンの本部から統制した。

ロシアの代理人は、ロンドンの本部からの指示のもとに商取引に従事した。ロシア駐在の代理人が最初に任命されたのは1555年であり、R. GrayとG. Killngworthが、「Agents, Factors, and Attorneis general and speciall, for the whole body of this compagnie」となるべく指名された。⁸⁾ 彼らはモスコーやその他の場所で代理人の家を入手すると共に、イングランド、及び西ヨーロッパのどんな種類の商品が良く売れて利益をあげうるかを学び、観察し、助言を与えるよう命ぜられた。G. Killngworthは、1555年9月11日にボログダ(Vologda)に赴き、2カ月後にロシアに関して観察した事柄についての詳細な記録をカンパニーに送った。また、ロシア駐在の代理人は、ロシアへ積送された商品を、カンパニーにとって最も良い条件で販売し、イングランドへの返り荷としての商品を買い入れ、それらに関する帳簿を作成する義務を負わさ

れていた。⁹⁾ 1557年には、H. Lane が代理人に追加された。ロシア駐在の代理人たちは、もともと 1 つの都市に居住し同等の権限を有していたが、1557年までにはロシア各地の貿易中心地に住むようになっていた。H. Lane はコルモゴリ (Kholmogory) に、R. Gray はモスクワに駐在した。1589年頃にはその他、ヤロスラブル (Yoroslavl), ボログダ, セント・ニコラス (St. Nicholas) にも商館をもち、セント・ニコラス以外には、それぞれに 1 人の代理人がいた。¹⁰⁾ また、カンパニーがナルバ、及び、ペルシャと取り引きしていた時には、ナルバにも代理人が置かれ、ペルシャ航海には、その都度 1 人、ないし、それ以上の代理人が任命された。ロシアとの貿易が増大するにつれて、代理人はより詳細な指示を与えられ、さらに詳しい報告を要求された。1567年頃には、これらの各都市の代理人の中に、主任代理人が置かれていた。主任代理人がいつ頃から置かれるようになったのか不明であるが、先述のように、既に、1555年頃にはモスクワ公国によって主任代理人を選出することがカンパニーに認められていた。¹¹⁾ 1567年に W. Rowley が主任代理人として就任して後は、常に主任代理人は置かれ、1572—3年には N. Proctor が就いた。主任代理人は、ロシアにおける貿易全体について関わりを持ち、取り引きに関する完全な記録と勘定を整え、雇い人を監視、統括した。¹²⁾ 世紀末には、主任代理人の他に、その代理の職も置かれ、主任代理人が、セント・ニコラスやアルハングル (Archangel) の商品の船積みのためにモスクワを不在にした時にはカンパニーの事務処理を行った。主任代理人はカンパニーから住居・食費を提供された他、俸給を受けた。1557年に A. Jenkinson がペルシャとの貿易を開くために派遣された時には、年 £40 の俸給で 4 年間従事することとなっていた。1580年主任代理人である W. Merck は、年 £100 の俸給と貿易による利益の約 10 分の 1 にあたる £150 の、計 £250 を受け取ることになっていた。¹³⁾ この代理人の下には、代理人の補助者として有給職員がおかれ、1555年には T. Hawtrey が派遣された。初期には有給職員は、代理人が置かれていなかった場所で働いていた。有給職員の俸給額は不明であるが、ロシアでの住居と食事を提供された。また、カンパニーの雇い人として徒弟がいた。この徒弟は、カンパニー、商人個人、あるいは代理人のいずれに属したのか不明であるが、主任代理人の統制下にあり、服装が定められ、賃金と思われるものを受け取っていた。それは、1584年に年 10 rubles から 15 rubles に値上げされた。徒弟は一定期間勤めた後、有給職員になったが、中にはさらに代理人となった者もいた。1557年初めてカンパニーの徒弟として 10 名がロシアへ派遣された。¹⁴⁾ また、カンパニーはイングランドの職人を雇い入れた。1557年に毛皮工、木に関する知識のある者、鯨油や獸脂を詰めて積送するための樽造り職人が派遣された。¹⁵⁾ 同年、さらに 7 名のロープ職人が派遣された。カンパニーは、コルモゴリにロープ製造工場を建設し、そこでロシアの職人を雇った。¹⁶⁾ ロープ製造職人の R. Wilson の俸給は年 £9 で 4 年間、同じく R. Bland は、最初の 3 年間は年 £5、残りの 3 年間は年 £6 で雇用期間は 6 年とされた。¹⁶⁾

カンパニーの貿易は代理人を通して行われ、成員個人が独占地域内で貿易することは禁じられ、ロンドンの代理人、船舶事務長、ロシア駐在の代理人は、私貿易の取締りを命ぜられて

た。代理人の許可なくしてロシアへ私信を送ることもできなかった。1591年、代理人である C. Holme が私貿易を防ぐよう命令された¹⁷⁾。また、カンパニーの雇い人らの私貿易の取り締まりも代理人たちによって行われ、カンパニーの雇い人は職に就くにあたり代理人の命令を誠実に実行し、カンパニーの承諾なしに自分自身、あるいは、他人のためにロシアで取り引きしない旨を宣誓しなければならなかった。代理人、以前代理人であった者、徒弟などによる私貿易はかなり行われ、1568年に代理人たちが不正に支払いを行い、何人かはカンパニーの資金を着服、他の者たちは私貿易に従事し、そして何人かはオランダ商人、または、インターロウパーと通じさえしていたとの主張があったし、1582—3年にはロシアの代理人たちは私貿易に従事し、カンパニーの利益を危うくしていた¹⁸⁾。

制規組合においては、各成員は共通の利害を考慮して定められた一定の規約に従うならば自身のために取引することができた。しかし、ロシア・カンパニーの貿易はロンドンの本部によって統制され、ロンドンとロシア駐在の代理人を通して行われた。成員が夫々独自に貿易することは禁止された。

- 1) Tawney, R. H. and Power, E.: op. cit., vol. II, pp. 88, 89; Carr, C. T.: op. cit., p. XXXII
- 2) Willan, T. S.: The Moscovy Merchants of 1555, 1968, p. 114 (Manchester), (以後 Merchants と略記)
- 3) Willan, T. S.: History, p. 286, n. 17 Dietz, B.: The Port and Trade of Early Elizabethan London Documents, pp. 12, 15, 48, 116, 123, 126などには代理人 John Broke の名前で記されている。
- 4) Hakluyt, R.: Navigations, vol. III, p. 197; Willan, T. S.: History, p. 28 マインズ・ロイヤルについては、例えば Carr, C. T.: op. cit., pp. 4-15
- 5) Willan, T. S.: History, p. 28
- 6) Hakluyt, R.: Navigations, vol. II, p. 358
- 7) ibid, vol. III, pp. 44-46; Willan, T. S.: Merchants, pp. 115, 116, ニコルスは1555年の特許状によって指名された成員であり、1556年と1560年代に、secretary を勤めた。おそらく彼はマーチャント・アドベンチャラーズの secretary でもあった。
- 8) Hakluyt, R.: Navigations, vol. II, pp. 281, 291
- 9) ibid, pp. 283, 284, item13
- 10) Willan, T. S.: History, p. 30
- 11) ibid, p. 287 ロシアの主任代理人のリストによれば1560—62年には Christopher Hoddesson が就いた Hakluyt, R.: Navigations, vol. II, p. 300
- 12) ibid, p. 284
- 13) Willan, T. S.: History, p. 33
- 14) Hakluyt, R.: Navigations, vol. II, p. 383
- 15) ibid, p. 382
- 16) ibid, p. 393; Willan, T. S.: History, p. 40
- 17) Gerson, A. J.: op. cit., p. 39
- 18) Morgan, E. D. and Coote, H.: op. cit., vol. I, p. cix; Scott, W. R.: op. cit., vol. II, p. 47

(未完)